

子どもの通園 (保育園・認定こども園・幼稚園など)

保育園等を利用するには、子どもの年齢、教育・保育の必要性の申請をして、「支給認定証」の交付を受ける必要があります。保育園の入所や認定に関することなどは、こども未来課へお問い合わせください。

・こども未来課 ☎50-0264

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望する	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする	保育標準時間 保育短時間	保育園、認定こども園 地域型、保育事業所

●保育園

保護者が働いている場合または疾病等の理由により、その家庭において日中保育ができない乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

●認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設です。

●幼稚園

満3歳から小学校入学前までの児童が、小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行う施設です。

●地域型保育事業所(小規模保育事業所など)

少人数を対象に0歳から2歳の子どもの預かる事業所です。

※2号認定と3号認定は、保育を必要とする事由や時間により利用できる時間が決まります。標準時間は月120時間以上の就労等の場合で午前8時から午後7時までの最大11時間を限度とします。短時間は月60時間以上の就労等で午前8時から午後4時までの一日8時間の利用が可能です。

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化制度により、3歳から5歳までの子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもが、保育園、認定こども園、幼稚園など利用する利用料が無償化となります。無償化の内容手続きについては、利用する施設等により異なります。詳しくはこども未来課へお問い合わせください。

保育園・認定こども園・小規模保育事業所への入所 ☎こども未来課 50-0264

●入所基準

保育園へ入所できる児童は、児童及び保護者が江南市に住民登録している方(外国人の場合、在留資格や在留期間が有効な方)で、保護者が保育を必要とする事由である次のいずれかに該当する場合です。なお、その家庭に児童を保育できる方がいる場合は除かれます。

- (1) 就労 (2) 産前産後 (3) 疾病・障害 (4) 介護・看護 (5) 災害復旧
(6) 就学 (7) 求職活動 (8) 育児休業(3歳以上児のみ)・その他(虐待やDV)

※2歳児クラスについては、育児休業取得前にすでに保育園等を利用していた場合は継続利用ができます。

入所申込みの流れ

- ①入所申込書の配布…こども未来課窓口で配布しているほか、HPからダウンロードも可能です。
- ②入所申込書の受付…必要書類をこども未来課窓口へ提出、もしくは郵送してください。
- ③書類審査…提出された書類を審査します。
- ④児童の面談
【3歳以上児の場合】
事前に面談を行います。窓口受付の場合は、事前に面談の予約を行ってください。書類提出の際に面談を同時に行われるとスムーズです。
【3歳未満児の場合】
事前面談はありません。入所決定した後に、その園と日程調整の上、事前訪問してください。その際に面談を行います。
- ⑤選考・利用調整…入所希望者が定員を超える場合、入所選考・利用調整を行います。
- ⑥決定…入所が決定した場合、「教育・保育の給付認定証」「保育園入所承諾書」を郵送します。入所できない場合、「保育園入所保留通知書」を郵送します。



詳しくは▲

※翌年度の4月入園の案内は、毎年10月頃の広報やHPなどでお知らせします。

●年度途中の申込み

クラス定員に余裕のある保育園に限り、申込みできます。申込み期間は、入所したい月の前々月の21日から月末(土曜、日曜、祝日を除く)です。毎月15日にHPへ空き状況を掲載していますので、ご確認ください。



詳しくは▲

●保護者に就労・疾病などの理由がない場合の保育園入所 (私的契約児)

3歳以上児の場合、クラス定員に余裕がある場合は保護者の就労・疾病等の理由がなくても、「私的契約児」として保育園の利用ができます。私的契約児のうち、障害等の理由により、やむなく就労等の理由が無い場合には「特別利用保育」として保育園を利用することができます。



詳しくは▲

— 広告 —

学校法人 聖英学園

江南幼稚園



小さな手をあわせて新ることから
一日がはじまります!
江南幼稚園

昭和42年創立。歴史と伝統、地域に根ざした幼稚園。
良質な環境、教育の中でたくさん遊び、
大切な幼児期に子どもの可能性を引き出します。

☎(0587)55-6241
〒483-8252 江南市大間町南大間11-1

認可保育園(公立保育園)

施設名・電話番号	所在地	対象年齢	特別支援保育	異年齢保育	見学会
草井保育園 59-8539	草井町若草57	7か月目～5歳児	○	—	6/10(水)、9/30(水)、 10/6(火)
小鹿保育園 57-8559	小杵町長者毛東1	1歳～5歳児	—	—	6/10(水)、8/26(水)、 9/9(水)
宮田東保育園 58-7466	宮田神明町栄174	7か月目～5歳児	—	○	6/17(水)、8/26(水)、 9/30(水)
宮田保育園 58-7303	後飛保町新開23	7か月目～5歳児	○	—	6/30(火)、9/2(水)、 10/5(月)
宮田南保育園 55-1834	前飛保町西町2	7か月目～5歳児	—	—	6/17(水)、9/2(水)、 9/30(水)
藤里保育園 55-1857	藤ヶ丘7丁目1-16	1歳～5歳児	○	—	6/17(水)、9/16(水)、 10/7(水)
古知野北保育園 56-2707	勝佐町田代137	1歳～5歳児	○	—	6/30(火)、9/30(水)、 10/7(水)
古知野東保育園 56-2706	高屋町大師72	1歳～5歳児	○	—	6/10(水)、9/30(水)、 10/7(水)
古知野中保育園 56-2233	古知野町熱田203	7か月目～5歳児	—	—	6/17(水)、9/17(木)、 10/6(火)
門弟山保育園 54-0023	村久野町門弟山271	1歳～5歳児	○	—	6/17(水)、9/2(水)、 9/30(水)
古知野南保育園 56-2833	古知野町塔塚160	1歳～5歳児	○	—	6/30(火)、9/30(水)、 10/7(水)
古知野西保育園 56-2021	東野町郷前48	7か月目～5歳児	○	—	6/23(火)、9/15(火)、 10/2(金)
布袋北保育園 56-3689	安良町八王子137	7か月目～5歳児	○	—	6/19(金)、9/25(金)、 10/23(金)
布袋西保育園 56-3300	木賃町定和31	7か月目～5歳児	○	—	6/16(火)、9/2(水)、 10/2(金)
布袋保育園 56-3251	布袋下山町南70	7か月目～5歳児	—	—	6/24(水)、9/15(火)、 10/5(月)
布袋東保育園 54-8546	小折町八反畑147	7か月目～5歳児	—	—	6/30(火)、9/24(木)、 10/9(金)

- ・入所希望の方は、こども未来課へ申し込んでください。(こども未来課 ☎50-0264)
- ・**宮田東保育園**と**藤里保育園**は、令和9年度を目途に新しい江南市立保育園に統合する計画としています。移転候補地として、藤里小学校のプールのある場所とその周辺を予定しています。
- ・**布袋北保育園**は指定管理者(㈱日本保育サービス)に、**古知野西保育園**は指定管理者(㈱はな保育)に管理、運営を委託しています。
- ・延長保育は、標準時間は午前7時30分～午前8時と午後7時～午後8時、短時間は午前7時30分～午前8時と午後4時～午後8時となります。午後7時以降の延長保育は、古知野西・布袋北保育園と私立保育園のアイグラン保育園江南中央の3園のみです。

- ・特別支援保育とは、発達の遅れや中・軽度の障害がある3歳以上のお子さんを保育することです。
- ・異年齢保育とは、異年齢合同にて保育を行うことです。申し込みの状況によっては実施しないこともあります。
- ・見学会は1日に2回行います。①午前10時～ ②午前10時30分～の30分間です。見学を希望される方は、各保育園へ電話で予約をしてください。この日程以外にも、各園のほほえみ広場(p26参照)の終了後にも見学することができます。
- ※布袋北保育園は他の日付においても見学会を行っています。ご希望の方は園にお問い合わせください。

認可保育園(私立保育園)

布袋ぼっぼ園	北山町西300	7か月目～2歳児	50-8882
アイグラン保育園江南中央	石枕町神明82	生後57日目～5歳児	50-2880

- ・入所希望の方は、こども未来課へ申し込んでください。(こども未来課 ☎50-0264)

認定こども園

認定江南こども園グレイス	後飛保町神明野46	保育部分7か月目～5歳児 教育部分満3歳児～5歳児	58-8710
認定こども園 みどりの風幼稚園	慈光堂町南192	保育部分7か月目～5歳児 教育部分満3歳児～5歳児	59-7000

- ・保育部分はこども未来課(☎50-0264)、教育部分は直接園へ申し込んでください。
- ・認定江南こども園グレイス・みどりの風幼稚園ともに、保育部分の標準時間は午前7時30分～午後6時30分、短時間は午前8時～午後4時で、延長保育は午前7時30分～午前8時、午後4時～午後6時30分までです。

小規模保育事業所

布袋駅ぼっぼ園みなみ・きた	布袋町西布218 MOKUKICHI内	7か月目～2歳児	50-2666
---------------	------------------------	----------	---------

- ・入所希望の方は、こども未来課へ申し込んでください。(こども未来課 ☎50-0264)

— 広 告 —

学校法人 聖英学園

認定江南こども園グレイス



幼稚園と保育所の両方の機能を併せもつ施設で、0歳から小学校入学までの6年間、一貫した充実の教育と保育が最大の特色です。

☎(0587)58-8710

〒483-8347 江南市後飛保町神明野46



キリスト教背景で人を愛し、自然を愛する豊かな心を育てます
 認定江南こども園グレイス

私立幼稚園

江南幼稚園	大間町南大間11-1	満3歳～5歳児	55-6241
すみれ幼稚園	飛高町夫見添63	満3歳～5歳児	54-6633

・4月入園の案内は毎年9月頃の広報でお知らせしています。直接園へ申し込みます。

認可外保育施設など

わいワイwai	大間町南大間13	満1歳～2歳児	52-5000
のいちごこども園	高屋町本郷60	0歳産休明け～5歳児	56-6669
磯村託児所	今市場町宮前69	満1歳～4歳児	55-3555
江南ぼっぼ園	古知野町朝日280 ミュープラット江南1階	6か月～2歳児	22-5700
キッズラボこうなん	古知野町塔塚112	6か月～2歳児	50-5575
在宅子育て支援ちゅーりっぷ (ベビーシッター)	施設での預かりではありません。依頼者の自宅にて保育いたします。	0か月～12歳	080-5155-4900

・入園や利用希望の方は、各施設などに直接お問い合わせください。

認可外保育施設について(愛知県HP)▶



ここで知ろう! 入園情報

▶ こども家庭センター ☎58-5850

市内・市外(一部のみ)の保育園・認定こども園・幼稚園が作成した各園の紹介や、市の子育てに関する情報を掲示します。詳細は、6月号広報やHPなどでお知らせします。

- ・日時…7/3(金)～7/5(日)
- ・場所…Home&nicoホール1階展示室



広告

学校法人 聖英学園

わいワイwai

保護者の皆様のさまざまなライフスタイルに合わせた豊かな子育てを力強くサポートするプレスクールのチャイルドケアセンターです

☎(0587)52-5000

〒483-8252 江南市大間町南大間13

写真ははばたく子どもたちの笑顔
子育て支援センターわいワイwai

小学校・中学校に関すること

公立小中学校への就学は、お住まいの区域によって指定されています。この小中学校へ就学するのかわからない場合は、教育課HPでも確認することができます。



小中学校の通学区域▶

小学校入学について

●就学時健康診断

次年度入学する子ども(市内に住民票のある子ども)の保護者の方へ、毎年9月頃に、就学時健康診断の案内を送付します。(※外国籍の方は「就学申請の案内」を送付。)9月下旬から10月上旬に、各小学校で子どもの健康診断と、保護者への説明があります。

●入学説明会

各小学校にて入学前の説明会があります。新一年生には上級生が関わり、保護者には入学式や必要物品等の説明を行います。

発達支援員が相談にのります

保育園・幼稚園・小学校を訪問し、連携を深め、子ども達が小学校にスムーズに移行できるようお手伝いをしています。

- ・就学相談…就学に関して不安や心配等ありましたらお気軽にご相談ください。
- ・学校見学会…毎年7月と9月に市内小学校の特別支援学級及び1年生通常学級の見学会を行っています。
- ・「教育課に相談するのはちょっと…」と思われる方は保育園や幼稚園へお申し出ください。
- ・教育課 ☎50-0395

公立の小中学校以外への就学をお考えの方は、教育課へお問い合わせください。

中学校入学について

●入学説明会

毎年1月ごろ、各中学校にて小学6年生児童と保護者の方へ学校紹介や説明会を行います。市内の中学校へ入学される子どもには小学校を通じて「中学校就学通知書」を通知します。

転入学・転校

▶ 教育課 ☎50-0395

転入学

市民サービス課または支所で転入手続き後に渡される「異動通知書」を持って、教育課へお越しください。「学齢児童・生徒異動通知書」を発行しますので、前学校で発行された「在学証明書」「教科書給与証明書」と併せて、新しい学校へ提出してください。

転校

市民サービス課または支所で転出の手続きをされ、学校で「在学証明書」「教科書給与証明書」をもらい、転出先の市区町村で転校手続きをしてください。



詳しくは▶

就学援助

▶ 教育課 ☎50-0395

お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、小中学生のお子さんがある家庭に、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。経済的に困りの方でご希望の場合は、通学している学校、または教育課へお申し込みください。



詳しくは▲

就学校の指定変更・区域外就学について

▶ 教育課 ☎50-0395

次の事項に該当される場合は、指定校変更及び区域外就学申請をすることができます。

- ・児童が留守家庭の理由で、祖父母等の住所地、保護者の勤務地又は、自営業地の校区の学校へ就学する場合
- ・校区外の行政区、子ども会等に所属し、その地区の一員となっている場合
- ・住居の新築等の理由により学期途中に住所を異動することが確実で、あらかじめその学区の学校へ就学を希望する場合
- ・江南市教育委員会が、不登校傾向など特別な事由があると認めた場合

いじめ・不登校などの相談(市内)

教育支援センター「You・輝」

心理的・情緒的な理由等により登校できない江南市在住の児童生徒及び、その保護者を対象として、相談等を行い、学校復帰及び社会的自立を目指しています。小集団での諸活動や学習を通して活動の場や心の居場所を確保することにより、適応力を身に付けられるようにします。面談希望の方は、「You・輝」まで連絡してください。

- ・お子さんの不登校や学校への行き渋りが心配な保護者の方は、専任カウンセラーの相談を受けることができます。
- ・☎51-4533
- ・受付時間…月曜～金曜(土日祝休み) 午前9時～午後5時
- ・場所…赤童子町大堀99



詳しくは▲

メンタルフレンド

不登校児童生徒に対し、専任カウンセラーなどの指導のもと、メンタルフレンドを家庭に派遣します。信頼できる相談相手として、児童生徒に寄り添い、話し相手、遊び相手となることを通して、健やかな成長を支えます。大学生を中心に、教育、心理、福祉などの勉強をしている人たちです。派遣を希望される場合、「You・輝」までお申し込みください。



詳しくは▲

少年センター

☎あん心コール

少年センターでは、専門相談員による面接・電話相談・Eメール相談を行っています。子どもや家族の持つ悩み(友人関係・いじめ・不登校・家族関係など)について、お気軽にお電話ください。



詳しくは▲

- ・☎0120-542-133 (無料・フリーダイヤル)
- ・☎55-2133 (有料)
- ・受付時間…月曜～金曜(土日祝休み) 午前9時～午後5時
- ・Eメール相談(24時間書きこむことができます)s-soudan@aurora.ocn.ne.jp
- ・場所…赤童子町大堀99

スクールカウンセラー

スクールカウンセラーは、児童やその保護者の様々な悩みの相談(カウンセリング)を行う心理士です。面接を希望される場合は、各学校へお申し出ください。

- ・面接日は決められており、予約が必要です。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

SSWとは、児童が生活の中で抱えている様々な問題の解決を図るために支援をする専門職です。保護者や学校、その他の関係機関とも連携しながら支援をしています。

- ・教育課 ☎50-0395

その他の学齢期の相談窓口

学校教育・いじめ・不登校などの相談

- ★子どもSOSほっとライン24(愛知県教育委員会)
☎0120-0-78310(全国統一番号「なやみおう」)毎日24時間
- ★家庭教育(いじめ・不登校等)相談(愛知県教育委員会)
☎052-961-0900 月曜～金曜 午前9時～午後4時
祝日、年末年始を除く
- ★こころの支援相談(愛知県総合教育センター)
☎0564-83-9743 月曜～金曜 午前9時～午後5時
祝日、年末年始を除く
- ★教育相談「こころの電話」(愛知県教育・スポーツ振興財団)
☎052-261-9671 毎日午前10時～午後10時 年末年始を除く
- ★ヤングテレホン(愛知県警察本部少年課)
☎052-764-1611 月曜～金曜 午前9時～午後5時
祝日、年末年始を除く

子どもから相談してもいいんだよ!

18歳までの子どものための相談先

- ★チャイルドラインあいち(NPO法人チャイルドラインあいち)

電話やチャットで相談できます



☎0120-99-7777
毎日午後4時～午後9時
年末年始を除く

子どもの消費者トラブルに関する相談(ゲームの課金など)

- ★消費生活相談(江南市消費生活センター:面談、オンライン相談も可能です)
※オンライン相談は要予約
☎53-0505 月曜～金曜 午前9時～12時、午後1時～3時30分
祝日、年末年始を除く
- ・最新の情報は江南市HPをご確認ください。



詳しくは▲

放課後などの過ごし方

学童保育(放課後児童健全育成事業) ▶ 子育て支援課 ☎50-0268

学童保育とは、保護者や同居の祖父母が就労等の理由により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とするものです。**※放課後子ども教室との併用はできません。**

- 対象児童…保護者や同居の祖父母等(65歳未満)が就労や疾病または心身の障害等の理由により、昼間家庭にいない、小学1年生～6年生。
- 実施期間…毎年4/1～翌年の3/31。日曜、祝日及び12/29～1/3はお休みです。
- 利用期間・時間…利用区分には「通年利用」と「長期学校休業日のみ利用」の2つがあります。



詳しくは▲

通年利用

4/1～3/31の間、学校から帰宅後に保護者が家庭にいない日に利用が可能です。

長期学校休業日のみ利用

春休み…4/1～給食開始前日まで/ 夏休み…7月の終業式の翌日から9月の始業式まで
冬休み…12月の終業式の翌日から1月の始業式まで/ 春休み…3月の修了式から3/31まで

利用時間	通年利用	長期学校休業日のみ利用
学校のある日	下校後～午後7時	—
土曜日・学校行事の代休日	午前7時30分～午後7時	—
学校休業日(土曜日含む)	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時

手数料(円)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
通年利用	4,000	4,000	4,000	4,700	6,000	4,000	4,000	4,000	4,000
長期学校休業日のみ利用	2,000	—	—	2,000	6,000	—	—	—	1,000

区分	1月	2月	3月
通年利用	4,000	4,000	4,000
長期学校休業日のみ利用	1,000	—	2,000

非課税世帯・ひとり親家庭等には減免が適用される場合があります。



詳しくは▲

- 実施施設は対象児童が通う小学校区により下記のとおりです。

学童保育所	所在地	電話番号	小学校区	土曜日の実施場所
布袋学童保育所(本室)	布袋保育園隣地	080-4863-9399	布袋小学校	布袋北小学校学童室
布袋学童保育所(分室)	布袋小学校内	53-5165		
古知野東小学校学童室	古知野東小学校内	56-2611	古知野東小学校	同左
藤里学童保育所	藤里小学校内	57-8250	藤里小学校	宮田小学校学童室
宮田小学校学童室	宮田小学校内	57-2855	宮田小学校	同左
草井地区学習等供用施設	草井地区学習等供用施設	57-7840	草井小学校	古知野北学童保育所
古知野北学童保育所	古北にじいる会館内	55-2430	古知野北小学校	同左
古知野西学童保育所(本室)	古知野西公民館敷地	56-7171	古知野西小学校	古知野南学童保育所(本室)
古知野西学童保育所(分室)	古知野西小学校内	54-1455		
古知野南学童保育所(本室)	古知野南小学校南門隣	080-4863-9463	古知野南小学校	同左
古知野南学童保育所(分室)	古知野南小学校内	56-6552		
門弟山小学校学童室	門弟山小学校内	53-7415	門弟山小学校	古知野東小学校学童室
布袋北小学校学童室	布袋北小学校内	56-0280	布袋北小学校	同左

- 申込み…次年度の申込み案内は毎年12月の広報やHPでお知らせしています。先着順ではありません。希望者が定員を超える場合、入所選考を行います。年度途中の申込みは、定員に余裕のある学童保育所のみ受付けます。

フジっ子教室(放課後子ども教室) ▶ 子育て支援課 ☎50-0267

子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的とし、授業終了後に学校の余裕教室等を活用して遊びやスポーツ・自主学習などの活動を行っています。**※学童保育との併用はできません。**

- 対象児童…放課後子ども教室を実施する小学校に通う、1年生～6年生。利用は無料ですが、工作等の材料費として実費を徴収することがあります。
- 実施日…授業のある月曜・水曜・金曜の授業終了後～午後5時
夏休みの月曜・水曜・金曜は午前9時30分～午後5時
- ※祝日、入学式、卒業式、学校及び放課後子ども教室の事情などにより実施できない日、冬休み春休み及びお盆期間は実施しません。



詳しくは▲

実施校・電話番号			
古知野東小学校	56-2616	布袋小学校	54-6680
古知野西小学校	54-1480	布袋北小学校	56-5600
古知野南小学校	56-8141	宮田小学校	57-5757
古知野北小学校	55-2477	草井小学校	080-3097-6375
		藤里小学校	58-8820
		門弟山小学校	53-7510

※放課後子ども教室に参加する場合は、送迎が必要です。必ず午後5時までに教室を退室できるようにお子さんを迎えに来てください。また、夏休みの利用は、必ず部屋までお子さんを連れてきてください。お子さんが一人で教室に来ることはできません。

- 申込み……次年度の申込みについては、1月頃に小学校を通じて案内文書を配布します。新1年生へは、小学校入学通知書の発送時に案内文書を同封します。申込み者が多数の場合は抽選となります。年度途中の申込みもできますが、定員に達している場合は待機となります。

公共施設に学習室があります

- 休館日…12/29～1/4 ※すいとぴあ江南は5～6月、9～11月、2月の第2水曜(祝日の場合はその翌日)

学習室の利用時間	施設名	所在地	電話番号
学習等共用施設 午前9時～午後5時	布袋北部地区学習等共用施設 学習室	木賀町新開278	54-5535
	布袋南部地区学習等共用施設 学習室	小折本町小松原28	56-0290
	宮田地区学習等共用施設 学習室	後飛保町平野75-1	57-0400
公民館 午前9時～午後5時	古知野東公民館 図書室兼児童室	宮後町清水161	56-1990
	古知野西公民館 図書室兼児童室	東野町郷前11	53-0044
	古知野北公民館(古北にじいる会館内)図書・学習室	和田町宮144	55-2416
児童館 午前9時～午後5時 18歳未満の方対象	交通児童遊園 図書室(～7/31まで)	木賀町大門19	54-1732
	古知野児童館 図書室(～6/30まで)	古知野町小金87	55-5722
	藤ヶ丘児童館 図書室(～6/30まで)	藤ヶ丘6-1-1	57-1001
新児童館 午前9時～午後7時(予定) 18歳未満の方対象	ウイステリアプラザ 3階 学習室 (8/1～)	古知野町宮裏121	未定
すいとぴあ江南 午前9時～午後9時 小学生以上の学生対象	3階ギャラリースペース ※中学生以下は午後6時までの利用となっています。 ※フロントで受付が必要です。	草井町西200	53-5111
江南市立図書館 午前9時30分～午後7時45分	4階学習室(P28を参照) ※図書館の休館日でも学習室は開放します。(午前9時30分～午後5時30分) ※利用手続きが必要です。	北山町西300	56-2306

障害のあるお子さんへの支援

障害のあるお子さんを支援するためにさまざまな制度があります。下記以外のサービスや詳しい内容などについては、ふくし支援課のHPをご覧ください。直接お問い合わせください。

障害者手帳の交付

▶ ふくし支援課 ☎50-0247

障害者手帳は手当の受給や各種サービスを受けるために障害があることを証明するもので、愛知県の専門機関で判定・発行されふくし支援課の窓口で交付されます。また、障害者手帳は身分証明書としても使用することができます。



詳しくは▲

身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障害があると認定された方に交付される手帳です。等級は1級から6級で、障害の部位等によって、一定期間後に再認定が必要な場合があります。
療育手帳	児童相談所等において知的障害と判定された方に交付される手帳です。等級はA判定からC判定で、18歳未満では、概ね2年毎に再判定が必要です。
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にあると認定された方に交付される手帳です。等級は1級から3級で、原則として、2年毎に更新が必要です。

障害児およびその保護者への手当

▶ ふくし支援課 ☎50-0247

障害者手帳の種別や、等級等に応じ各種手当が支給されます。なお、一部の手当には、所得制限や病院・施設入所者への支給制限、また他の手当と併給ができないなどの要件があります。詳しくはふくし支援課へお問い合わせください。



詳しくは▲

名称	手当額	支給要件等
① 江南市心身障害者扶助料	月額2,000円～3,000円	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかを所持している方。
② 愛知県在宅重度障害者手当	月額6,750円～15,500円	身体障害2級以上、または療育手帳A判定の方等。所得制限があります。長期(3ヶ月以上)入院中や施設入所者は対象外です。
③ 障害児福祉手当	月額16,560円～23,460円	身体障害1級、またはIQ20以下の方等。所得制限があります。施設入所者は対象外です。
④ 江南市特別障害者手当	月額2,000円	②愛知県在宅重度障害者手当、または③障害児福祉手当を受給している方。
⑤ 特別児童扶養手当	月額38,930円または58,450円	身体障害3級以上、療育手帳B判定の方等を扶養している保護者。所得制限があります。長期(3ヶ月以上)入院や、施設入所の場合は対象外です。

※①～③の手当は併給することはできません。

心身障害者扶養共済制度

➤ ふくし支援課 ☎50-0247

障害のあるお子さんの保護者の方が、健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡、または重度の障害になった場合に、お子さんに年金を支給する制度です。なお、1名に対して加入できる保護者は1名までとなり、最大2口まで加入できます。

- 対象となる保護者…65歳未満で特別な疾病や障害を有せず、生命保険契約の対象となる健康状態である方
- 掛金(1口) ……月額9,300円～23,300円
- 支給額 ……月額20,000円

※掛金は加入時の保護者の年齢に応じて決定されます。また、世帯の課税状況等に応じて、掛金の全部または一部が免除となる場合があります。詳しくは▲



障害児通所支援など

➤ ふくし支援課 ☎50-0247

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上などを目的とする、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスを利用することができます。



【主なサービスの種類】

児童発達支援	主に未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	主に就学児を対象として、授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	支援員が保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等を訪問し、集団生活への適応訓練や支援方法の指導などを行います。

※上記以外にも、必要に応じて障害児施設入所支援や障害福祉サービスによる居宅介護(ヘルパー)などを利用することもできます。



【サービス利用までの流れ】

①書類をそろえる	医療機関で「診断書」を書いてもらう。または保健センターで「情報提供書」を書いてもらう。 ※情報提供書は、児童発達支援を利用する児童のみ
②ふくし支援課と面談	ふくし支援課に連絡し、面談日時を予約し、面談する。 (面談時の持ち物) ・診断書又は情報提供書 ・保護者とお子さんのマイナンバー関係書類 ★面談は、お子さんと一緒に来てください。様子をお聞きます。
③相談支援事業所との契約	相談支援事業所に連絡し、計画相談支援の利用契約を結ぶ。
④相談支援事業所との面談	障害児支援利用計画案の作成のため、相談支援事業所と面談などをする。
⑤受給者証の発行	市役所から受給者証が郵送される。(福祉サービスの支給決定)
⑥サービス事業所との契約	利用する障害児通所支援等の福祉サービス事業所へ連絡し、契約をします。

⑦利用開始

〈サービス利用に伴う自己負担額について〉

原則として事業費の1割と教材費等となります。ただし、世帯の所得状況に応じて一か月あたり37,200円、4,600円、0円(無料)のいずれかの負担上限額が設定されます。

わかくさ園(児童発達支援事業所)

わかくさ園は、市が運営する公共の児童発達支援事業所です。親子で過ごす安心できる環境のもと、遊びや生活の積み重ねの中で、身体の使い方や身の回りのことへの理解、人とのコミュニケーション等、一人ひとりのペースで丁寧に育てていきます。お子さんなりのスモールステップを一緒に見守りながら楽しい子育てのお手伝いをしています。

- 場所…村久野町寺町77
- ☎54-5812



詳しくは▲

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭における仕事と育児の両立は親にとって大きな負担がかかります。

ひとり親家庭への自立支援として、国・県・市が連携して様々な援助を行う福祉制度があります。ここでは主な支援のみ掲載していますので、詳しくは、こども未来課窓口や、母子・父子自立支援員へご相談ください。



ひとり親家庭への支援▲

母子・父子自立支援員への相談

▶ こども未来課 ☎50-0263

ひとり親家庭の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を受付け、問題解決のお手伝いやアドバイスをしています。お気軽にご相談ください。

・受付時間…月曜～金曜 午前9時～午後4時



ひとり親家庭への支援をまとめた冊子

経済的支援(手当)

▶ こども未来課 ☎50-0261

制度改正により記載内容に変更が生じることがあります。最新情報はHPをご確認ください。

受給要件	支給額 / 支給月
児童扶養手当(国) 18歳以下(18歳到達の年度末日まで。一定の基準以上の障害を有する児童は20歳未満)で、次のいずれかの状態にある児童を監護・養育している父母または養育者(祖父母等)。 ・父母が離婚した児童・父または母が死亡した児童 ・父または母が生死不明である児童 ・父または母に1年以上遺棄されている児童 ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ・父母が婚姻しないで生まれた児童 ・父または母が重度の障害(身体障害者手帳1級・2級程度)を有する児童 ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童	【令和8年4月現在】 ・児童1人目 月額48,050円～11,340円(所得に応じて決定) ・児童2人目以降 上記に児童1人増すごとに11,350円～5,680円加算(所得に応じて決定) ・奇数月の11日(土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日) ※本人及び、同居の親族等の所得が一定以上ある場合、手当の全部又は一部が支給されません。



詳しくは▲

受給要件	支給額 / 支給月
愛知県遺児手当(県) 県内に在住し、離婚・死亡・行方不明・遺棄・拘禁などにより、父または母もしくは両親がいないか、父または母が重度の障害にある18歳以下の児童(18歳到達の年度末日まで)を監護・養育している方。 ※支給開始から5年間のみ支給	・児童1人 支給開始月から1～3年目 …月額4,350円 支給開始月から4～5年目 …月額2,175円 ・奇数月の25日(土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日) ※本人及び、同居の親族等の所得が一定以上ある場合、手当は支給されません。
江南市児童扶養手当(市) 市内に在住し、離婚・死亡・行方不明・遺棄・拘禁などにより、父または母もしくは両親がいないか、父または母が重度の障害にある18歳以下の児童(18歳到達の年度末日まで)を監護・養育している方。	・児童1人 …月額2,300円 ・奇数月の25日(土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日) ※本人の所得が一定以上ある場合、手当は支給されません。



詳しくは▲



詳しくは▲

経済的支援(母子・父子家庭医療費助成)

▶ 保険年金課 ☎50-0253

母子・父子家庭等の医療費(保険診療による自己負担分)を助成します。

●受給対象者

- ・離婚・死亡・行方不明・遺棄・拘禁などにより、父または母もしくは両親がいないか、父または母が重度の障害にある18歳(18歳到達の年度末日)までのお子さん
- ・上記のお子さんを監護・養育している方



詳しくは▲

就業支援

▶ こども未来課 ☎50-0263

ひとり親家庭の母または父の職業能力の向上と求職活動の促進を図るため、次の給付を行っています。

なお、受給を希望する場合は、いずれも事前相談が必要です。

●支給要件

- ①…自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方。
- ②、③…児童扶養手当の支給を受けているか、所得が同様の水準にある方。

①自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座等を受講する場合に、受講終了後、受講費用の一部を給付します。講座の受講開始前に事前相談が必要です。

②高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために、6ヶ月以上養成機関で修業した場合に、その全期間(上限48ヶ月)について支給します。

・支給額…市民税非課税世帯 月額10万円 / 課税世帯 月額7万5000円
※修学期間の最後の12ヵ月の支給月額は、4万円増額されます。



詳しくは▲

③高等職業訓練促進資金貸付

入学準備金(50万円)、就職準備金(20万円)を貸付します。
※5年間継続して就業した場合には、返済は免除されます。

生活支援

▶ こども未来課 ☎50-0263

●江南市母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行っています。なお、一定額以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。



詳しくは▲

●入学、卒業祝い品の贈呈

12月末時点において、来年度小学校へ入学、中学校へ進学及び今年度中学校を卒業する江南市児童扶養手当を受給している家庭の児童を対象として、祝い品を贈呈しています。

県営住宅への優先入居 ▶ 愛知県住宅供給公社一宮支所 ☎0586-28-5411

江南市内には、愛知県が管理する県営松竹住宅、県営東野住宅、県営島宮住宅、県営宮後住宅、県営布袋住宅があります。母子世帯や父子世帯の場合は優遇措置があります。



愛知県住宅供給公社▲

※市営住宅への入居

江南市の市営住宅については、現在、ひとり親家庭への優遇措置はありません。

養育費確保のための補助 ▶ こども未来課 ☎50-0263

養育費の確保を支援し、離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減するため、公正証書作成費等補助金を交付します。市内に居住するひとり親で、養育費の取決めに係る経費を負担した方などが対象となります。



詳しくは▲

母子生活支援施設への入所 ▶ こども家庭センター ☎58-5850

生活上のいろいろな問題で児童の養育が十分できない場合、母子を施設で保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援しています。所得に応じて利用者負担が必要となります。

ヤングケアラーについて知ってください

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども・若者のことです。「お手伝い」との違いはその負担や責任の重さです。自分の時間を持てずに、友人関係や学校生活、進路などに影響が出てきてしまいます。幼いころからケアしている人、ある日突然ケアすることになった人、きっかけは人それぞれです。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいはしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など、慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典:「ヤングケアラーとは」こども家庭庁ホームページ(参照令和6年11月1日)

自分にヤングケアラーという自覚がなく、家族を手助けすることは「フツウのこと」や「ガマンすること」だと思っていることが多いそうです。

「誰かに頼ってもいい」「自分は一人じゃない」と気づき、支援につながりやすくなるためにも、みんなでヤングケアラーについて知り、いつでも気軽に話せる状態がフツーになるといいですね。

ヤングケアラーに関する相談窓口

- ・こども家庭センター ☎58-5850
月曜～金曜 午前9時～午後4時
- ・児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783
(いちばやく・おなやみを) 24時間365日 通話料無料
- ・24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310(なやみ言おう)
24時間365日 通話料無料



こども家庭庁
ヤングケアラーのこと▲

ヤングケアラーについて知ってください

ひとり親家庭への支援

児童虐待ってどんなこと？



●児童虐待について知ってください

子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。以下の4つに分類されています。詳しくは▲

身体的虐待	性的虐待
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、溺れさせる、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、閉め出しなど	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にするなど
心理的虐待	ネグレクト
暴言、言葉、刃物等による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で夫婦喧嘩や家族に対して暴力をふるう(DV) など	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、虫歯を治療させない、祖父母、きょうだい、同居人、自宅に出入りする第三者の虐待行為を放置するなど

●しつけなら叩いていい？いいえ、体罰や暴言はいけません

子育てをしていると思わず怒鳴ってしまったり、手を出してしまったりすることがあるかもしれません。でもそれは、「どうしてもその時は暴力に頼っていい」という学びにつながります。また、心身の成長や発達にさまざまな悪影響が出る可能性があるとして科学的にも証明されています。体罰等によらない子育てを広め、すこやかな成長を社会全体で守っていきましょう。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

- ・何度も言葉で注意したけれど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・いたづらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので、夕食を与えなかった など体罰です。

叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心などから一時的に言うことを聞かなくてもいいかもしれませんが、どうしても良いのか自分で考えたり学んでいるわけではなく、根本的な解決にはなりません。

子どもを叩いてしまいそう…などしつけや子育ての仕方に迷ったときは、一人で悩まず誰かに相談しましょう。より良い子育てが出来る方法を一緒に考えましょう。

- ・こども家庭センター ☎58-5850 月曜～金曜午前9時～午後4時
- ・児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783(いちはやく・おなやみ) 24時間365日 通話料無料

※その他の相談先はP55にあります。

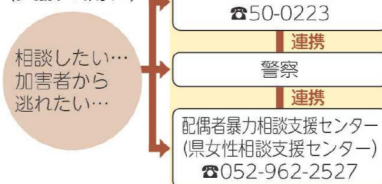
ドメスティック・バイオレンス(DV)で悩んでいませんか？

DVは配偶者やパートナーから受ける暴力のことをいいます。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、怒鳴る、性行為を強要する、生活費を渡さないなども暴力に含まれます。こうした被害者を守るための法律があり、さまざまな支援が受けられます。一人で悩んだり、自分を責めたりせずに相談してください。



▲相談窓口
など

(支援の流れ)



相談後の対応例

- シェルターへの一時保護
- 被害者の安全を確保
- 退所後に自立して生活するための支援
- 保護命令の申立ての支援
- 地方裁判所より加害者へ保護命令(接近禁止令)が発令
- 身体的暴力、生命の危機等の場合に限る

子どもの予防接種

●保健センター ☎58-6063

予防接種とは、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするために、ワクチンを接種することをいいます。ワクチンを接種した方が病気にかかることを予防したり、人に感染させてしまうことで社会に病気がまん延してしまうのを防ぐことを主な目的としています。また、病気にかかったとしても、ワクチンを接種していた人は重い症状になることを防げる場合があります。

予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者および接種期間が定められた定期的予防接種と、それ以外の予防接種(任意の予防接種)があります。定期的予防接種予診票は、年長までに接種するものについては生後2か月頃に、9歳以降に接種するものについては、対象年齢または標準的な接種年齢に近づきましたら、個別に郵送しお知らせします。



詳しくは▲

定期予防接種

生後2か月～	・ロタウイルス感染症 ・B型肝炎 ・小児の肺炎球菌感染症 ・五種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、Hib) ・BCG
1歳～	・水痘 ・麻しん風しん(MR)1期
3歳～	・日本脳炎1期
年長	・麻しん風しん(MR)2期
9歳～	・日本脳炎2期
小学6年生～	・二種混合(ジフテリア、破傷風) ・ヒトパピローマウイルス感染症(女子のみ)

- ・実施場所…尾北医師会管内(江南市、犬山市、大口町、扶桑町)の医療機関
- ・持ち物…予防接種予診票、親子健康手帳(母子健康手帳)、マイナ保険証又は資格確認書、子ども医療費受給者証
- ※尾北医師会管内以外の医療機関で接種を希望される場合は、事前に保健センターで手続きが必要です。手続きには10日程度かかります。接種日までに余裕を持って保健センターへ来所してください。

任意の予防接種

予防接種法に基づく定期接種以外にも、個人の疾病予防や重症化を予防するワクチンや、海外渡航先に合わせたワクチン、定期接種の対象年齢以外で接種するワクチンなど、様々な状況に応じて、ワクチンを接種することができます。

※江南市では、満1歳のお子さんを対象にしたおたふくかぜワクチンや、中学3年生と高校3年生相当者のインフルエンザワクチンの接種費用の一部助成を行います。

ワクチンによる副反応(副作用)の心配はないの？

ワクチンの接種により、副反応が起きることがありますが、多くは、発熱や注射した部分が腫れるといった、比較的軽く、短期間で治るものです。ごくまれに、重いアレルギーなど、重症の副反応が起きることがあります。

万が一、定期接種のワクチンにより健康被害が生じた場合は国の健康被害救済制度で、任意接種の場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の救済制度の対象になる場合があります。

小児救急の上手なかかり方

小児救急の上手なかかり方

1.かかりつけ医をもちましょう

日頃から子どもの特徴や体質、病歴などを知っているかかりつけ医を決めて、発熱、嘔吐など急病の時に診察を受けたり相談できるようにしておきましょう。

2.診察時間内に受診しましょう

診察には、医師、薬剤師、看護師、検査技術師など多くのスタッフが関わっています。スタッフのそろっている診察時間内に受診できるよう、早めに受診しましょう。

3.受診するときに必要な物は

- ・マイナ保険証又は資格確認書・子ども医療費受給者証(該当者)・親子健康手帳(母子健康手帳)
- ・その他(使用中の薬、体温測定のコピーや線形グラフ、気になるおしっこ、嘔吐物)

4.休日・夜間に急病で受診するときは

- ・まずかかりつけ医に相談しましょう。
- ・かかりつけ医と連絡がとれないときには、救急医療情報センターに相談してください。

救急医療情報センター(一宮) ☎0586-72-1133 24時間365日体制で電話による医療機関の案内を行なっています。なるべく次の手順でご利用ください。 ①まず、かかりつけ医師に連絡してください。 ②かかりつけ医師が不在のときは、近くの休日(夜間)診療所や当番医の診療を受けてください。 ③それも無理なときは救急医療情報センターに電話してください。 利用の際の注意事項 ・メモとエンピツをご用意ください。住所または現在いる場所、患者さんの氏名、年齢、性別、電話番号をお話の上、具体的な症状あるいはケガの程度をオペレーターにお話してください。 ・情報センターでは最寄の医療機関を検索し、医療機関の名称や電話番号をお知らせします。 ・夜間等は多少時間がかかる場合もありますが、電話を切らずにそのままお待ちください。 紹介を受けた医療機関を受診する場合 ・医療機関に電話し、症状やケガの程度をお話のうえできるだけ早く受診してください。 ・もし遅れる場合は、どの位で病院に到着するのかを連絡いただけますと医療機関も助かります。 ※何らかの都合で医療機関に行かない場合も必ず電話をしてください。	
一愛知県 救急医療情報システムー	・救急病院・診療所など、休日・夜間に相談できる医療機関を検索できます。
小児救急電話相談 短縮番号 ☎#8000 または ☎052-962-9900	・午後7時～翌朝8時 ・看護師(難しい事例は小児科医)による救急電話相談を行なっています。
育児もしもしキャッチ ☎0562-43-0555 (あいち小児保健医療総合センターに繋がります)	・火曜～木曜の午後5時～9時(祝日・年末年始除く) ・保健センターや保健所等が閉まった後の時間帯に、専門相談員が電話相談に応じます。育児相談、母と子の健康に関する相談など、そのとき抱えている不安や悩みをキャッチします。
(公財)日本中毒情報センター-中毒110番 ・大阪 (365日、24時間対応) ☎072-727-2499 ・つくば (365日、24時間対応) ☎029-852-9999	・化学物質(タバコ・家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによる中毒事故が実際に起きて、どう対処したら良いか迷った場合に相談してください。 ★飲んだものによって、緊急性の高いものや吐かせてはいけないものがあります。



相談先一覧

(相談日・相談受付時間・電話番号等)

こども家庭庁
 “親子のための”
 相談LINE

子育てや親子関係に悩んだ時に、こども(18歳未満)とその保護者の方などが相談できます。

●妊娠・出産に関すること				
こども家庭センター 保健センター	月～金	午前9時～午後4時	☎56-4120	P17
●子育てに関すること				
こども家庭センター 家庭児童相談	月～金	午前9時～午後4時	☎58-5850 Eメール相談 kodomo@city.konan.lg.jp	P17
子育て支援センター	月～土	午前9時～午後4時	☎56-6337	P8
第2子育て支援センター	月～金	午前9時～午後4時	☎58-8885	P9
みどりの風 子育て支援センター	月～土	午後4時～4時30分	☎55-6166	P9
各保育園	月～金	午前9時～午後4時	各園	P36
交通児童遊園(～7/31)	毎日	午前9時～午後4時	☎54-1732	令和8年8月 新児童館供用開始予定 詳細は広報またはHPを ご確認ください
古知野児童館(～6/30)			☎55-5722	
藤ヶ丘児童館(～6/30)			☎57-1001	
ひとり親相談	月～金	午前9時～午後4時	☎50-0263	P48
●子どもの健康に関すること				
保健センター	月～金	午前9時～午後4時	☎58-6064	P18
●子どもの発達に関すること				
こども発達支援センター おりーぶ	月～金	午前9時～午後5時	☎54-1991	P33
こども発達サポート 相談	月2回	午後(予約制)	☎58-5850 (こども家庭センターへ要予約)	P33
●いじめ・不登校など(他の学齢期の相談先はP41にあります)				
少年センター	月～金	午前9時～午後5時	☎0120-542-133 無料・フリーダイヤル ☎55-2133 有料 Eメール相談:24時間書き込み可 s-soudan@aurora.ocn.ne.jp	P41
教育支援センター You・輝	月～金	午前9時～午後5時	☎51-4533	P40
●児童虐待・ヤングケアラーなどに関すること(相談・通告)				
こども家庭センター	月～金	午前9時～午後4時	☎58-5850	P17
児童相談所 最寄は 一宮児童相談センター ☎0586-45-1558	24時間 365日		☎「189」(いち・は・く)虐待対応ダイヤル(通話料無料) ☎「0120-189-783」(いち・は・やく・おなやみを) 出産・子育ての相談専用ダイヤル(通話料無料) ※一部のIP電話からは繋がりません	P52

相談先一覧

小児救急の上手なかかり方

病院・医院・ 歯科・薬局

の広告

※すべての医療系の広告が集約されているページではありません
広告



広告



すぎもと歯科 SUGIMOTO DENTAL CLINIC

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	/	●	●	/
15:00~18:30	●	●	●	/	●	▲	/

▲:土曜日午後14:00~16:30 休診日 木曜・日曜・祝日



はじめての方・矯正相談は
必ずお電話の上ご来院ください。

〒483-8334
江南市前飛保町緑ヶ丘290

0587-54-0348



こじま医院

- 皮膚科 ■形成外科
- 内科 ■リハビリテーション科

診療時間 月 火 水 木 金 土 日

9:00~12:00 ● ● ● ● ● /

16:15~19:00 ● ● ● / ● /

休診日 / 木曜午後 土曜午後 日曜日 祝日

☎0587-58-8558 江南市宮田町藤ノ森30

詳細は
ホームページを
ご覧ください



こんな時の対処法 鼻血が出た!

血液を飲み込まないように仰向けにせず、座らせたまま軽く下を向かせます。その体勢のまま小鼻の上の方をつまみ、5分~10分圧迫します。ティッシュを詰めると鼻の中の血管を傷つけてしまうことがあるので、詰め物をする場合はやわらかい脱脂綿を使いましょう。

※20分以上血が止まらない場合や、出血がひどい場合は病院へ連れて行きましょう。



つかもと歯科 TSUKAMOTO DENTAL CLINIC



歯科の離乳食教室(全3回コース)開催中

診療時間 月 火 水 木 金 土 日

9:00~12:00 ● ● ● — ● —

14:00~17:30 ● ● ◎ — ● △ —

◎ 水曜日午後14:30~19:00

△ 土曜日午後14:00~17:00

休診日: 木曜・日曜・祝日

☎0587-54-2130

〒483-8146 江南市布袋下山町西 4



お子様が
楽しく
遊べる

キッズルーム

- おもちゃ・絵本
- テレビモニター
- ベビーベッド
- 保育士が所属

お子様からご年配まで
安心して通える
地域に根ざした歯医者さん

病院・医院・歯科・薬局の広告

病院・医院・歯科・薬局の広告

株式会社 波多野工務店が運営する親子のための木育施設

DIY PARK

KIDS PARK

キッズパークに遊びにいこう

安心できる貸切の空間で、木のぬくもりに触れながらゆったり遊べます。
木のおもちゃは五感に働きかけ、お子様の豊かな成長につなげます。
楽しく遊んでいるお子さまを見守る大人も自然と笑顔になれる場所です。

予約制

利用料金:1世帯
500円



利用時間 ①10:00-12:00 ②12:30-14:30 ③15:00-16:30

利用料金 一世帯 500円 ご利用人数:8名まで ※未就学児と保護者のご利用に限ります

お子様の成長をカタチに
大人気メモリーシリーズ



ファーストメモリー



メモリーメーター



メモリーフォトフレーム

KIDS PARKも
メモリーシリーズも
ご予約はこちら



月々3万円台から叶うマイホーム

MOCHIE

子育て世代応援住宅「モチエ」
は、セレクトプランから好みに
合わせて内装・設備を自由に
選べる、波多野工務店の高性能
企画住宅です。



DIY PARK / MOCHIE ☎ 0120-57-8915

本社/グラデニング・スタジオ 東京都江東区豊洲2-34番地 営業時間 10:00~18:00(土曜) 10:00~17:00(日) 10:00~17:00(祝) 東京都江東区豊洲2-34番地 営業時間 10:00~18:00(土曜) 10:00~17:00(日) 10:00~17:00(祝)

